

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度）
工事地名	八王子国道出張所管内（東京都町田市鶴間地先～東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先）

(技)副所長	管理二課長	専門官	専門官	担当

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	相武国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	8358511003	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	東京都	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	八王子地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 6 号	2 2) 処 分 費 等	392,750
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 30 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和8年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 【R8年度】		式	1		93,197,567				
巡視・巡回工		式	1		7,382,000				
道路巡回工		式	1		7,382,000				
通常巡回		式	1	7,382,000	7,382,000			単-1号	
共同溝巡回・点検工		式	1		844,550				
巡回点検・日常管理		式	1		844,550				
共同溝巡回		回	6	115,200	691,200			単-2号	
防災ポンプ点検		回	1	115,200	115,200			単-3号	
日常管理点検		回	1	38,150	38,150			単-4号	
舗装工		式	1		12,002,407				
切削オーバーレイ工 【夜間】		式	1		4,207,307				
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	m2	650	6,171	4,011,150			単-5号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	m3	65	667. 8	43, 407			単-6号	
殻処分	アスファルト殻	m3	65	2, 350	152, 750			単-7号	
薄層カラー舗装工 【夜間】		式	1		4, 862, 000				
薄層カラー舗装	ベンカラー RPN-301	m2	650	7, 480	4, 862, 000			単-8号	
アスファルト舗装補修工		式	1		2, 008, 800				
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t	30	66, 960	2, 008, 800			単-9号	
アスファルト舗装補修工 【夜間】		式	1		924, 300				
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t	10	92, 430	924, 300			単-10号	
区画線工		式	1		100, 440				
区画線工 【夜間】		式	1		100, 440				
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装 無	m	200	502. 2	100, 440			単-11号	
除草工		式	1		3, 686, 000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和8年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路除草工		式	1		3,686,000				
道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	m2	20,000	172.3	3,446,000			単-12号	
除草処分		t	15	16,000	240,000			単-13号	
応急処理工		式	1		62,761,670				
応急処理作業工		式	1		44,341,280				
応急作業 (A)	昼間作業	式	1		44,341,280			内-1号	
応急処理作業工 【夜間】		式	1		18,420,390				
応急作業 (B)	夜間作業	式	1		18,420,390			内-2号	
仮設工		式	1		6,420,500				
交通管理工		式	1		2,568,000				
交通誘導警備員 (A)		人日	100	20,910	2,091,000			単-14号	
交通誘導警備員 (B)		人日	25	19,080	477,000			単-15号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和8年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工 【夜間】		式	1		3,852,500				
交通誘導警備員 (A)		人日	100	31,370	3,137,000			単-16号	
交通誘導警備員 (B)		人日	25	28,620	715,500			単-17号	
直接工事費		式	1		93,197,567				
共通仮設費		式	1		8,792,900				
共通仮設費		式	1		204,900				
運搬費		式	1		204,900				
建設機械運搬費		台	1	204,900	204,900			単-18号	
共通仮設費（率計上）		式	1		8,588,000				
純工事費		式	1		101,990,467				
現場管理費		式	1		40,888,000				
工事原価		式	1		142,878,467				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		23,381,533				
工事価格		式	1		166,260,000				
消費税相当額		式	1		16,626,000				
工事費計		式	1		182,886,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務費】								
土木一般世話役		人	200	35, 088	7, 017, 600			
普通作業員		人	600	27, 540	16, 524, 000			
【機械運転費（オペ付き）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	850	6, 928	5, 888, 800			単一 30号
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	500	7, 542	3, 771, 000			単一 31号
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	600	7, 037	4, 222, 200			単一 32号
【機械費（損料）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	2, 200	935	2, 057, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1, 600	1, 800	2, 880, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1, 600	91	145, 600			
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]	2 k V A	日	60	297	17, 820			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕	運転質量0. 5～0. 6 t	時間	100	419	41, 900			
【機械費（貸与）】								
凍結防止剤散布装置（車載式）〔乾式・ガソリン〕	コンベア式 ホッパ容量2. 0～2. 5 m ³	時間	30	562	16, 860			
【材料費】								
常温合材①	20kg/袋	袋	120	2, 780	333, 600			
常温合材②	15kg/袋	袋	90	2, 790	251, 100			
セメント	高炉B 2 5 k g 袋入	t	20	25, 600	512, 000			
再生クラッシャーラン	R C－4 0	m ³	30	1, 320	39, 600			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（1 3）	t	40	10, 500	420, 000			
アスファルト乳剤	P K－3 プライムコート用	L	200	111	22, 200			
【材料費（支給品）】								
塩化ナトリウム		k g	5, 000	36	180, 000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					44,341,280			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業 (B)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務費】								
土木一般世話役		人	60	52, 632	3, 157, 920			
普通作業員		人	240	41, 310	9, 914, 400			
【機械運転費（オペ付き）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	200	9, 670	1, 934, 000			単一 33号
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	100	10, 240	1, 024, 000			単一 34号
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	100	9, 256	925, 600			単一 35号
【機械費（損料）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	400	935	374, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	300	1, 800	540, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	300	91	27, 300			
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]	2 k V A	日	10	297	2, 970			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業 (B)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕	運転質量0. 5～0. 6 t	時間	100	419	41, 900			
【機械費（貸与）】								
凍結防止剤散布装置（車載式）〔乾式・ガソリン〕	コンベア式 ホッパ容量2. 0～2. 5 m ³	時間	100	562	56, 200			
【材料費】								
常温合材①	20kg/袋	袋	10	2, 780	27, 800			
常温合材②	15kg/袋	袋	30	2, 790	83, 700			
セメント	高炉B 2 5 k g 袋入	t	1	25, 600	25, 600			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（1 3）	t	10	10, 500	105, 000			
【材料費（支給品）】								
塩化ナトリウム		k g	5, 000	36	180, 000			
合 計					18, 420, 390			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	通常巡回		単位	式	数量	1	単価	7,382,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
通常巡回員		昼間	回	62	35,080	2,174,960	WYB00015 単一 19号	
道路運行員		昼間	回	182	26,110	4,752,020	WYB00016 単一 20号	
直接経費		燃料費、油脂類費、任意保険料	式	1		454,410	WYB00017 単一 21号	
計						7,381,390		
単価						7,382,000	円／式	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	共同溝巡回		単位	回	数量	1	単価	115,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
電工			人	2	34,986	69,972		
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
【機械費】								
ライトバン運転		排気量1500cc 定員5名	日	2	3,502	7,004	WYB00001 単一 22号	
計						115,124		
単価						115,200	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	防災ポンプ点検		単位	回	数量	1	単価	115,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
電工			人	2	34,986	69,972		
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
【機械費】								
ライトバン運転		排気量1500cc 定員5名	日	2	3,502	7,004	WYB00003 単一 22号	
計						115,124		
単価						115,200	円/回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	日常管理点検		単位	回	数量	1	単価	38,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
計						38,148		
単価						38,150	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一5号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	単位	m2	数量	1	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	m 2	1	6,171	6,171	WB430210 単一 23号	
計						6,171		
単価						6,171	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一6号	殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	667.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		有り 1.5km以下 全ての費用	m 3	1	667.8	667.8	CB430020	
計						667.8		
単価						667.8	円／m3	

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一7号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	2,350	2,350	WB020051 単一 24号	
計						2,350		
単価						2,350	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一8号	薄層カラー舗装	ペンカラー RPN-301	単位	m2	数量	1	単価	7,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		車道(ETCレーン含む) RPN-301 100m2以上(標準) 無 有 無 無 有 1.0m超え(標準)	m 2	1	7,480	7,480	WB812020 単一 25号	
計						7,480		
単価						7,480	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	単位	t	数量	1	単価	66,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	1	66,960	66,960	WB434610 単一 26号	
計						66,960		
単価						66,960	円/t	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一10号	パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	単位	t	数量	1	単価	92,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	1	92,430	92,430	WB434610 単一 27号	
計						92,430		
単価						92,430	円/t	

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一11号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	502.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	502.2	502.2	WB821210 単一 28号	
計						502.2		
単価						502.2	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	単位	m2	数量	1	単価	172.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 23.5km以下 全ての費用	m 2	1	172.3	172.3	CB432160	
計						172.3		
単価						172.3	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	除草処分		単位	t	数量	1	単価	16,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)			t	1	16,000	16,000	WB020052 単一 29号	
計						16,000		
単価						16,000	円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	交通誘導警備員 (A)		単位	人日	数量	1	単価	20,910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,910	20,910	WB010211 単一 36号	
計						20,910		
単価						20,910	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	交通誘導警備員 (B)		単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080	WB010212 単一 37号	
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	交通誘導警備員 (A)		単位	人日	数量	1	単価	31,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	31,370	31,370	WB010211 単一 38号	
計						31,370		
単価						31,370	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	交通誘導警備員 (B)		単位	人日	数量	1	単価	28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	28,620	28,620	WB010212 単一 39号	
計						28,620		
単価						28,620	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	204,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【往路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 35.6km 無 有 10300円	台	1	97,300	97,300	単一 40号	WB010010
【復路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 41.5km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600	単一 41号	WB010010
計						204,900		
単価						204,900	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	通常巡回員	昼間	単位	回	数量	1	単価	35,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	35,088	35,088		
計						35,088		
単価						35,080	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	道路運行員	昼間	単位	回	数量	1	単価	26,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	26,112	26,112		
計						26,112		
単価						26,110	円／回	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	直接経費	燃料費、油脂類費、任意保険料	単位	式	数量	1	単価	454,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
燃料費		ガソリン	回	182	1,763	320,866	WYB00018 単一 42号	
油脂類費		燃料費×20%	回	182	352	64,064	WYB00019 単一 43号	
任意保険料		特殊自動車	月	12	5,790	69,480	WYB00021	
計						454,410		
単価						454,410	円／式	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-22号	ライトバン運転	排気量1500cc 定員5名	単位	日	数量	1	単価	3,502
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	5.4	142	766		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	時間	2	543	1,086		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	供用日	1	1,650	1,650		
計						3,502		
単価						3,502	円／日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一23号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.199	52,632	10,473		
特殊作業員			人	0.596	46,971	27,994		
普通作業員			人	0.994	41,310	41,062		
アスファルト混合物		改質As 粗粒 II型 (20)	t	12.573	14,200	178,536		
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	12.573	14,400	181,051		
アスファルト乳剤		P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773		
アスファルト乳剤		P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	273,100	54,346	WK430050 単一 44号	
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	86,700	17,253	WK430060 単一 45号	
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	181,500	36,118	WK430070 単一 46号	
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	76,360	15,195	WK430080 単一 47号	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一23号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
タイヤローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	75,960	15,116	WK430090 単一 48号	
諸雑費（率+まるめ） 14%			式	1		30,410		
計						617,100		
単価						6,171	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一24号	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費・As切削材		【東京37】1,000円/t	m 3	100	2,350	235,000		
計						235,000		
単価						2,350	円／m 3	

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一25号	樹脂系すべり止め舗装工	車道(ETCレーン含む) RPN-301 100m2以上(標準) 無 有 無 無 有 1.0m超え(標準)	単位	m 2	数量	1	単価	7,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		R P N - 3 0 1	m 2	1	7,480	7,480		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,480		
単価						7,480	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-26号	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	66,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	35,088	8,421		
特殊作業員			人	0.53	31,314	16,596		
普通作業員			人	0.51	27,540	14,045		
振動ローラ運転			日	0.28	37,060	10,376	WK430560 単一 49号	
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	1	14,400	14,400		
諸雑費 (率+まるめ) 8%			式	1		3,122		
計						66,960		
単価						66,960	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-27号	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	92,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	52,632	12,631		
特殊作業員			人	0.53	46,971	24,894		
普通作業員			人	0.51	41,310	21,068		
振動ローラ運転			日	0.28	52,710	14,758	WK430560 単一 50号	
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	1	14,400	14,400		
諸雑費 (率+まるめ) 8%			式	1		4,679		
計						92,430		
単価						92,430	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一28号	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	502.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	338.64	338,640		
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	570	235	133,950		
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500		
接着用プライマー		区画線用	k g	25	485	12,125		
軽油			L	40	131	5,240		
諸雑費（率+まるめ） 5%			式	1		7,745		
計						502,200		
単価						502.2	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-29号	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	16,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費・雑草（大草）		【神奈川26】	t	100	16,000	1,600,000		
計						1,600,000		
単価						16,000	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-30号	トラック [普通型]	2 t 積	単位	時間	数量	1	単価	6,928
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.21	26,112	5,483		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [普通型]		2 t 積	時間	1	935	935		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,928		
単価						6,928	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一31号	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価 7, 542
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	0. 17	31, 722	5, 392	
軽油			L	3. 9	131	510	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	1	1, 640	1, 640	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7, 542	
単価						7, 542	円／時間

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-32号	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	7,037
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.17	26,112	4,439		
軽油			L	5.4	131	707		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,037		
単価						7,037	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-33号	トラック [普通型]	2 t 積	単位	時間	数量	1	単価	9,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.21	39,168	8,225		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [普通型]		2 t 積	時間	1	935	935		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,670		
単価						9,670	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一34号	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	10,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0.17	47,583	8,089		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	1	1,640	1,640		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						10,240		
単価						10,240	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-35号	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	9,256
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.17	39,168	6,658		
軽油			L	5.4	131	707		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,256		
単価						9,256	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一36号	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20,910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	20,910	20,910		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						20,910		
単価						20,910	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一37号	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	19,074	19,074		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一38号	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	31,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	31,365	31,365		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						31,370		
単価						31,370	円／人日	

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一39号	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	28,611	28,611		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						28,620		
単価						28,620	円／人日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一40号	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 35.6km 無 有 10300円	単位	台	数量	1	単価 97,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃		20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000	
貨物自動車運送料金		運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	10,300	10,300	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						97,300	
単価						97,300	円／台

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 41.5km 無 有 20600円	単位	台	数量	1	単価	107,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車基本運賃		20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
貨物自動車運送料金		運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	20,600	20,600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						107,600		
単価						107,600	円／台	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	燃料費	ガソリン	単位	回	数量	1	単価	1,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	12.42	142	1,763		
計						1,763		
単価						1,763	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一43号	油脂類費	燃料費×20%	単位	回	数量	1	単価	352
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
油脂類費			回	0.2	1,763	352	WYB00020 単一 51号	
計						352		
単価						352	円／回	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一44号	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	273,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	207	131	27,117		
路面切削機 [ホイール式・廃材積込装置付]		排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						273,100		
単価						273,100	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一45号	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	86,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	39,168	39,168		
軽油			L	38	131	4,978		
路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕		ホッパ容量1.5m ³	供用日	1.15	37,000	42,550		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						86,700		
単価						86,700	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-46号	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	181,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	65	131	8,515		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]		排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349		
諸雑費（まるめ）			式	1		53		
計						181,500		
単価						181,500	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-47号	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	76,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	32	131	4,192		
ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]		運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						76,360		
単価						76,360	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一48号	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	75,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	25	131	3,275		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]		運転質量13～14t	供用日	1.41	17,800	25,098		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						75,960		
単価						75,960	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-49号	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	37,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	31,314	31,314		
軽油			L	11	131	1,441		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕		運転質量2.4～2.6 t	日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						37,060		
単価						37,060	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一50号	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	52,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	46,971	46,971		
軽油			L	11	131	1,441		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕		運転質量2.4～2.6 t	日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						52,710		
単価						52,710	円／日	

参考資料（3）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0		
単-51号	油脂類費		単位	回	数量	1	単価	1,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	12.42	142	1,763		
計						1,763		
単価						1,763	円／回	

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度）
工事地名	八王子国道出張所管内（東京都町田市鶴間地先～東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先）

(技)副所長	管理二課長	専門官	専門官	担当

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	相武国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	8358511003	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	東京都	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	八王子地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 6 号	2 2) 処 分 費 等	392,750
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 30 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和9年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 【R9年度】		式	1		93,330,567				
巡視・巡回工		式	1		7,515,000				
道路巡回工		式	1		7,515,000				
通常巡回		式	1	7,515,000	7,515,000			単-1号	
共同溝巡回・点検工		式	1		844,550				
巡回点検・日常管理		式	1		844,550				
共同溝巡回		回	6	115,200	691,200			単-2号	
防災ポンプ点検		回	1	115,200	115,200			単-3号	
日常管理点検		回	1	38,150	38,150			単-4号	
舗装工		式	1		12,002,407				
切削オーバーレイ工 【夜間】		式	1		4,207,307				
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	m2	650	6,171	4,011,150			単-5号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和9年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	m3	65	667. 8	43, 407			単-6号	
殻処分	アスファルト殻	m3	65	2, 350	152, 750			単-7号	
薄層カラー舗装工 【夜間】		式	1		4, 862, 000				
薄層カラー舗装	ベンカラー RPN-301	m2	650	7, 480	4, 862, 000			単-8号	
アスファルト舗装補修工		式	1		2, 008, 800				
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t	30	66, 960	2, 008, 800			単-9号	
アスファルト舗装補修工 【夜間】		式	1		924, 300				
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t	10	92, 430	924, 300			単-10号	
区画線工		式	1		100, 440				
区画線工 【夜間】		式	1		100, 440				
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装 無	m	200	502. 2	100, 440			単-11号	
除草工		式	1		3, 686, 000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和9年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路除草工		式	1		3,686,000				
道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	m2	20,000	172.3	3,446,000			単-12号	
除草処分		t	15	16,000	240,000			単-13号	
応急処理工		式	1		62,761,670				
応急処理作業工		式	1		44,341,280				
応急作業 (A)	昼間作業	式	1		44,341,280			内-1号	
応急処理作業工 【夜間】		式	1		18,420,390				
応急作業 (B)	夜間作業	式	1		18,420,390			内-2号	
仮設工		式	1		6,420,500				
交通管理工		式	1		2,568,000				
交通誘導警備員 (A)		人日	100	20,910	2,091,000			単-14号	
交通誘導警備員 (B)		人日	25	19,080	477,000			単-15号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和9年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工 【夜間】		式	1		3,852,500				
交通誘導警備員 (A)		人日	100	31,370	3,137,000			単-16号	
交通誘導警備員 (B)		人日	25	28,620	715,500			単-17号	
直接工事費		式	1		93,330,567				
共通仮設費		式	1		8,804,900				
共通仮設費		式	1		204,900				
運搬費		式	1		204,900				
建設機械運搬費		台	1	204,900	204,900			単-18号	
共通仮設費（率計上）		式	1		8,600,000				
純工事費		式	1		102,135,467				
現場管理費		式	1		40,946,000				
工事原価		式	1		143,081,467				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		23,398,533				
工事価格		式	1		166,480,000				
消費税相当額		式	1		16,648,000				
工事費計		式	1		183,128,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務費】								
土木一般世話役		人	200	35, 088	7, 017, 600			
普通作業員		人	600	27, 540	16, 524, 000			
【機械運転費（オペ付き）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	850	6, 928	5, 888, 800			単一 30号
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	500	7, 542	3, 771, 000			単一 31号
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	600	7, 037	4, 222, 200			単一 32号
【機械費（損料）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	2, 200	935	2, 057, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1, 600	1, 800	2, 880, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1, 600	91	145, 600			
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]	2 k V A	日	60	297	17, 820			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕	運転質量0. 5～0. 6 t	時間	100	419	41, 900			
【機械費（貸与）】								
凍結防止剤散布装置（車載式）〔乾式・ガソリン〕	コンベア式 ホッパ容量2. 0～2. 5 m ³	時間	30	562	16, 860			
【材料費】								
常温合材①	20kg/袋	袋	120	2, 780	333, 600			
常温合材②	15kg/袋	袋	90	2, 790	251, 100			
セメント	高炉B 2 5 k g 袋入	t	20	25, 600	512, 000			
再生クラッシャーラン	R C－4 0	m ³	30	1, 320	39, 600			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（1 3）	t	40	10, 500	420, 000			
アスファルト乳剤	P K－3 プライムコート用	L	200	111	22, 200			
【材料費（支給品）】								
塩化ナトリウム		k g	5, 000	36	180, 000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
合 計					44,341,280			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業 (B)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【労務費】								
土木一般世話役		人	60	52, 632	3, 157, 920			
普通作業員		人	240	41, 310	9, 914, 400			
【機械運転費（オペ付き）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	200	9, 670	1, 934, 000			単一 33号
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	100	10, 240	1, 024, 000			単一 34号
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	100	9, 256	925, 600			単一 35号
【機械費（損料）】								
トラック [普通型]	2 t 積	時間	400	935	374, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	300	1, 800	540, 000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	300	91	27, 300			
発動発電機 [ガソリンエンジン駆動]	2 k V A	日	10	297	2, 970			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業 (B)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
振動ローラ（舗装用）〔ハンドガイド式〕	運転質量0. 5～0. 6 t	時間	100	419	41, 900			
【機械費（貸与）】								
凍結防止剤散布装置（車載式）〔乾式・ガソリン〕	コンベア式 ホッパ容量2. 0～2. 5 m ³	時間	100	562	56, 200			
【材料費】								
常温合材①	20kg/袋	袋	10	2, 780	27, 800			
常温合材②	15kg/袋	袋	30	2, 790	83, 700			
セメント	高炉B 2 5 k g 袋入	t	1	25, 600	25, 600			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（1 3）	t	10	10, 500	105, 000			
【材料費（支給品）】								
塩化ナトリウム		k g	5, 000	36	180, 000			
合 計					18, 420, 390			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	通常巡回		単位	式	数量	1	単価	7,515,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
通常巡回員		昼間	回	65	35,080	2,280,200	WYB00015	単一 19号
道路運行員		昼間	回	183	26,110	4,778,130	WYB00016	単一 20号
直接経費		燃料費、油脂類費、任意保険料	式	1		456,525	WYB00017	単一 21号
計						7,514,855		
単価						7,515,000	円／式	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	共同溝巡回		単位	回	数量	1	単価	115,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
電工			人	2	34,986	69,972		
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
【機械費】								
ライトバン運転		排気量1500cc 定員5名	日	2	3,502	7,004	WYB00001 単一 22号	
計						115,124		
単価						115,200	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	防災ポンプ点検		単位	回	数量	1	単価	115,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
電工			人	2	34,986	69,972		
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
【機械費】								
ライトバン運転		排気量1500cc 定員5名	日	2	3,502	7,004	WYB00003 単一 22号	
計						115,124		
単価						115,200	円/回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	日常管理点検		単位	回	数量	1	単価	38,150
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【労務費】								
軽作業員			人	2	19,074	38,148		
計						38,148		
単価						38,150	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一5号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	単位	m2	数量	1	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	m 2	1	6,171	6,171	WB430210 単一 23号	
計						6,171		
単価						6,171	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一6号	殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	667.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		有り 1.5km以下 全ての費用	m 3	1	667.8	667.8	CB430020	
計						667.8		
単価						667.8	円／m3	

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一7号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	2,350	2,350	WB020051 単一 24号	
計						2,350		
単価						2,350	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一8号	薄層カラー舗装	ペンカラー RPN-301	単位	m2	数量	1	単価	7,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		車道(ETCレーン含む) RPN-301 100m2以上(標準) 無 有 無 無 有 1.0m超え(標準)	m 2	1	7,480	7,480	WB812020 単一 25号	
計						7,480		
単価						7,480	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	単位	t	数量	1	単価	66,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	1	66,960	66,960	WB434610 単一 26号	
計						66,960		
単価						66,960	円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一10号	パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	単位	t	数量	1	単価	92,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	1	92,430	92,430	WB434610 単一 27号	
計						92,430		
単価						92,430	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一11号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	502.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	502.2	502.2	WB821210 単一 28号	
計						502.2		
単価						502.2	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	単位	m2	数量	1	単価	172.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 23.5km以下 全ての費用	m 2	1	172.3	172.3	CB432160	
計						172.3		
単価						172.3	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	除草処分		単位	t	数量	1	単価	16,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)			t	1	16,000	16,000	WB020052 単一 29号	
計						16,000		
単価						16,000	円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	交通誘導警備員 (A)		単位	人日	数量	1	単価	20,910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,910	20,910	WB010211 単一 36号	
計						20,910		
単価						20,910	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	交通誘導警備員 (B)		単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080	WB010212 単一 37号	
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	交通誘導警備員 (A)		単位	人日	数量	1	単価	31,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	31,370	31,370	WB010211 単一 38号	
計						31,370		
単価						31,370	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	交通誘導警備員 (B)		単位	人日	数量	1	単価	28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	28,620	28,620	WB010212 単一 39号	
計						28,620		
単価						28,620	円／人日	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	204,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【往路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 35.6km 無 有 10300円	台	1	97,300	97,300	単一 40号	WB010010
【復路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 41.5km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600	単一 41号	WB010010
計						204,900		
単価						204,900	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	通常巡回員	昼間	単位	回	数量	1	単価	35,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	35,088	35,088		
計						35,088		
単価						35,080	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	道路運行員	昼間	単位	回	数量	1	単価	26,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	26,112	26,112		
計						26,112		
単価						26,110	円／回	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一21号	直接経費	燃料費、油脂類費、任意保険料	単位	式	数量	1	単価 456,525
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
燃料費		ガソリン	回	183	1,763	322,629	WYB00018 単一 42号
油脂類費		燃料費×20%	回	183	352	64,416	WYB00019 単一 43号
任意保険料		特殊自動車	月	12	5,790	69,480	WYB00021
計						456,525	
単価						456,525	円／式

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-22号	ライトバン運転	排気量1500cc 定員5名	単位	日	数量	1	単価	3,502
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	5.4	142	766		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	時間	2	543	1,086		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1.5L	供用日	1	1,650	1,650		
計						3,502		
単価						3,502	円／日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一23号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.199	52,632	10,473		
特殊作業員			人	0.596	46,971	27,994		
普通作業員			人	0.994	41,310	41,062		
アスファルト混合物		改質As 粗粒 II型 (20)	t	12.573	14,200	178,536		
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	12.573	14,400	181,051		
アスファルト乳剤		P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773		
アスファルト乳剤		P K-4 タックコート用	L	43	111	4,773		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	273,100	54,346	WK430050 単一 44号	
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	86,700	17,253	WK430060 単一 45号	
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	181,500	36,118	WK430070 単一 46号	
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	76,360	15,195	WK430080 単一 47号	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一23号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 各種 各種 2.35t/m3 2.35t/m3 タックコート タックコート	単位	m ²	数量	100	単価	6,171
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
タイヤローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	75,960	15,116	WK430090 単一 48号	
諸雑費（率+まるめ） 14%			式	1		30,410		
計						617,100		
単価						6,171	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一24号	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費・As切削材		【東京37】1,000円/t	m 3	100	2,350	235,000		
計						235,000		
単価						2,350	円／m 3	

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一25号	樹脂系すべり止め舗装工	車道(ETCレーン含む) RPN-301 100m2以上(標準) 無 有 無 無 有 1.0m超え(標準)	単位	m 2	数量	1	単価	7,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		R P N - 3 0 1	m 2	1	7,480	7,480		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,480		
単価						7,480	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-26号	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	66,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	35,088	8,421		
特殊作業員			人	0.53	31,314	16,596		
普通作業員			人	0.51	27,540	14,045		
振動ローラ運転			日	0.28	37,060	10,376	WK430560 単一 49号	
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	1	14,400	14,400		
諸雑費 (率+まるめ) 8%			式	1		3,122		
計						66,960		
単価						66,960	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-27号	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	92,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	52,632	12,631		
特殊作業員			人	0.53	46,971	24,894		
普通作業員			人	0.51	41,310	21,068		
振動ローラ運転			日	0.28	52,710	14,758	WK430560 単一 50号	
アスファルト混合物		改質As 密粒 II型 (20)	t	1	14,400	14,400		
諸雑費 (率+まるめ) 8%			式	1		4,679		
計						92,430		
単価						92,430	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-28号	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	502.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置（溶融式）		夜間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	338.64	338,640		
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	570	235	133,950		
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500		
接着用プライマー		区画線用	k g	25	485	12,125		
軽油			L	40	131	5,240		
諸雑費（率+まるめ） 5%			式	1		7,745		
計						502,200		
単価						502.2	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-29号	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	16,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費・雑草（大草）		【神奈川26】	t	100	16,000	1,600,000		
計						1,600,000		
単価						16,000	円／t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-30号	トラック [普通型]	2 t 積	単位	時間	数量	1	単価	6,928
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.21	26,112	5,483		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [普通型]		2 t 積	時間	1	935	935		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,928		
単価						6,928	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	7, 542
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0. 17	31, 722	5, 392		
軽油			L	3. 9	131	510		
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	1	1, 640	1, 640		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7, 542		
単価						7, 542	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-32号	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	7,037
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.17	26,112	4,439		
軽油			L	5.4	131	707		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,037		
単価						7,037	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-33号	トラック [普通型]	2 t 積	単位	時間	数量	1	単価	9,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.21	39,168	8,225		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [普通型]		2 t 積	時間	1	935	935		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,670		
単価						9,670	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一34号	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	単位	時間	数量	1	単価	10,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0.17	47,583	8,089		
軽油			L	3.9	131	510		
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 2 t 積 吊能力 2. 9 t	時間	1	1,640	1,640		
諸雑費（まるめ）			式	1		1		
計						10,240		
単価						10,240	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-35号	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	9,256
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.17	39,168	6,658		
軽油			L	5.4	131	707		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,256		
単価						9,256	円／時間	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一36号	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20,910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	20,910	20,910		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						20,910		
単価						20,910	円／人日	

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一37号	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	19,074	19,074		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一38号	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	31,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	31,365	31,365		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						31,370		
単価						31,370	円／人日	

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一39号	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,620
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	28,611	28,611		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						28,620		
単価						28,620	円／人日	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一40号	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 35.6km 無 有 10300円	単位	台	数量	1	単価	97,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車基本運賃		20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
貨物自動車運送料金		運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	10,300	10,300		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						97,300		
単価						97,300	円／台	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ハイール式・廃材積込装置付）2.0m 41.5km 無 有 20600円	単位	台	数量	1	単価	107,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車基本運賃		20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
貨物自動車運送料金		運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	20,600	20,600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						107,600		
単価						107,600	円／台	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	燃料費	ガソリン	単位	回	数量	1	単価	1,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	12.42	142	1,763		
計						1,763		
単価						1,763	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一43号	油脂類費	燃料費×20%	単位	回	数量	1	単価	352
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
油脂類費			回	0.2	1,763	352	WYB00020 単一 51号	
計						352		
単価						352	円／回	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一44号	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	273,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	207	131	27,117		
路面切削機 [ホイール式・廃材積込装置付]		排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						273,100		
単価						273,100	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一45号	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	86,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	39,168	39,168		
軽油			L	38	131	4,978		
路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕		ホッパ容量1.5m ³	供用日	1.15	37,000	42,550		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						86,700		
単価						86,700	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-46号	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	181,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	65	131	8,515		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]		排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349		
諸雑費（まるめ）			式	1		53		
計						181,500		
単価						181,500	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一47号	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	76,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	32	131	4,192		
ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]		運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						76,360		
単価						76,360	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単-48号	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	75,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47,583	47,583		
軽油			L	25	131	3,275		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]		運転質量13～14t	供用日	1.41	17,800	25,098		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						75,960		
単価						75,960	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-49号	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	37,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	31,314	31,314		
軽油			L	11	131	1,441		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕		運転質量2.4～2.6 t	日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						37,060		
単価						37,060	円／日	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一50号	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	52,710
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	46,971	46,971		
軽油			L	11	131	1,441		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕		運転質量2.4～2.6t	日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						52,710		
単価						52,710	円／日	

参考資料（3）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-51号	油脂類費		単位	回	数量	1	単価	1,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ガソリン		レギュラー	L	12.42	142	1,763		
計						1,763		
単価						1,763	円／回	

R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局
相 武 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版) (以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 施工区間

八王子国道出張所管内（東京都町田市鶴間地先～東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先）とする。

第3条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することは出来ないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 1 0 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第6条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
- (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都、神奈川県の工事でなければならない。
- (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 2 6 7 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出しすること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINS の写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項(6)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第7条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第8条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点	東京都町田市鶴間地先	緯度	35° 30' 35"	経度	139° 28' 31"
終点	東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先	緯度	35° 47' 30"	経度	139° 21' 46"

第9条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

と。

記載例) ※1

本工事は、一般国道16号における、八王子出張所管内維持工事である。

主な工種は巡視・巡回工、共同溝巡視回・点検工、舗装工、区画線工、除草工、応急処理工、仮設工である。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む。）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色若しくは橙色の帯線でも可。）を名札上部に印刷することができるものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 国土交通省 工事成績優秀企業 認定マーク

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第14条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。
なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 支給材料及び貸与物件

支給材料は、別紙-12とおりとする。また、貸与物件については、別紙-13とおりとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施

要領（土木）

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱 As 混合物	再生密粒度アスコン（13）	応急処理工
再生クラッシャーラン	Rc-40	応急処理工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ご	①仮設	仮設工事 ■有 無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

この作業内容及び解体方法	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	運搬距離
As 殻 (掘削材)	前田道路 (株) 西東京合材工場	東京都八王子市 北野町 589-1	L=1.2km

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

前田道路 (株) 西東京合材工場 夜間：17 時 00 分～ 8 時 00 分

3. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

4. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するも

のとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第28条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年1月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・完成縦断面図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断面図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第29条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年3月改定版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第30条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用している

こと。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第31条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～

（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第32条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目であるが、目であるが、令和 8 年度 及び令和 9 年度における重点的安全対策項目については、別途監督職員より通知する。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員と協議するものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	令和8年度	令和9年度
昼間作業	125人 (うち有資格誘導員 100人)	125人 (うち有資格誘導員 100人)
夜間作業	125人 (うち有資格誘導員 100人)	125人 (うち有資格誘導員 100人)

第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
- 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - 真夏日の定義
日最高気温が30度(℃)以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。
 - 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。
 - 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。
 - 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又はWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
 - 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - 基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
 - 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期
 - 現場管理費の補正
現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※
※ 真夏日補正係数：1.2

第34条 安全管理推進技術査等認定

- 概要
関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下、「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する。
- 認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
 - 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道

等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第35条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第36条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第37条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第38条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（発注年度の次年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第39条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第40条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下、本工事関係車両という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第41条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンパー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第42条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業(工事)及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第43条 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第44条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第45条 施工時間

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
夜間作業	切削オーバーレイ工
	薄層カラー舗装工
	アスファルト舗装補修工
	区画線工
	応急処理作業工（応急処理(B)）

昼間作業	上記以外の工事
------	---------

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第46条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第47条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第49条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第48条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第48条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない11. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新

技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第50条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第51条 契約後V E方式

1. V E提案の定義

「V E提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

(1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式ー 1 ～ 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式ー 5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第52条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを

推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、

- ①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第48条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第53条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第54条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第55条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第56条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第57条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正平成27年9月11日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第58条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第59条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品としてで納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第60条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであるとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第61条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第62条 一般的義務

1. 受注者は、道路を常時良好に管理し、安全かつ円滑な交通を確保することに努めなければならない。
2. 受注者は、台風・豪雨・降雪その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分注意を払い、常に対処できる準備をしておかなければならない。

第2章 個人情報の取扱について

第63条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第64条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第65条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第66条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第67条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第68条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第69条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第70条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第71条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第72条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第73条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土 工

第74条 掘削工

構造物の床掘により、発生した土砂は、埋戻しに利用するものとする。

第 4 章 土木工事材料

第75条 目地材料

舗装用注入目地材には、加熱式・高弾性を使用するものとする。
目地材の使用量は、精算変更する。ただし、使用量の確認方法については、監督職員と協議しなければならない。

第76条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針入度	摘 要
表 層	40～60	

第77条 区画線

1. 塗装厚は、下表のとおりとする。

幅 (cm)	厚 (mm)	摘要
1 5	1 . 5	3種1号 夜間の視認性が優れたもの

2. 設置様式は、別添－2のとおりとする。

第 5 章 舗 装

第78条 材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
改A②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20	5.5	表層 パッチング
改A①	改質Ⅱ型粗粒度アスコン	20	5.5	基層

第79条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第80条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、トラフィックペイントで復旧するものとする。

第81条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第82条 切削オーバーレイ工

横断測量は、20m 間隔に行うものとする。

第83条 日々摺付

1. 舗装打換え工及び切削オーバーレイ工は、表層までを原則即日施工し、交通解放するものとする。
2. 作業内容において、特に監督職員が指示した箇所については、監督職員の確認を受けてから次の工程に進むものとする。

第 6 章 応急処理工

第84条 一般事項

受注者は、平日昼間作業の他、土曜・日曜・祝日や夜間も含めた 24 時間において迅速に対応できるようにすること。

第85条 応急処理(A)(B)

受注者は、日々の作業が終了したときに速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。また、実施作業については別紙－14のとおりとする。なお、作業区分は、応急処理(A)（昼間作業（6時～20時））、応急処理(B)（夜間作業（20時～6時））とする。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
2. 作業日、作業場所、作業内容は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 受注者は、緊急な作業を実施するために常時出動できる体制を整えておくこと。
5. 主な作業は以下とする。
 - (1) ポットホール処理（全天候型常温合材にて路面等の穴を埋める作業）
 - (2) 排水溝等のゴミの除去
 - (3) 路面上の油漏れ、土砂、ダンボール、凍結等の除去及び処理
 - (4) 突発的に生じた事故及び災害による被害の処理
 - (5) 異常気象に伴う作業
 - (6) 緊急対応が必要な作業
 - (7) その他監督職員の指示した事項

第86条 応急処理日報

応急処理日報を作成する際には、道路維持修繕事業の区分等（維持系・修繕系）が判別できるように記載すること。

記載方法については、監督職員より指示する。

第87条 暫定供用区間

監督職員より下記の暫定供用区間において、応急処理作業を指示する場合がある。

路 線 名	地 先 名	延 長
国道20号八王子南バイパス	自) 東京都八王子市大船町 至) 東京都八王子市寺田町	300m

第 7 章 道路巡回

第88条 道路巡視における点検支援技術活用の原則化

1. 道路巡回工は点検支援技術の活用を原則とする工種である。道路巡回工における点検支援技術の活用は、機器等の特性を生かして、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」における道路巡回時の「道路の異常」や「道路施設の状況等」の確認作業を実施することで、確認・記録作業の省力化と高度化を図ることを目的とする。ここでいう点検支援技術とは、「点検支援技術 性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術などを指す。

（参考）点検支援技術性能カタログ（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/tech/zyunshi-list.html>

受注者は、ポットホールの確認及び区画線の劣化状況の把握について、「点検支援技術性能カタログ」に掲載された技術を原則として活用するものとし、カタログに掲載している技術のうち、ポットホールの確認についてはポットホールの検出率が80%以上のものから選定することを基本とする。区画線の劣化状況の把握については区画線のランク1判定の検出率、的中率がいずれも80%以上のものから選定することを基本とする。

ただし、携帯電話端末やドライブレコーダなどによる車両搭載機器型は、道路管理者所有の車両に設置し、一定期間繰り返し走行し測定することを想定しており、データを積み重ねて精度を高めることが出来るため、カタログ掲載された技術であれば、80%未満の精度であっても選定可能とする。その場合、具体的な調査方法や活用する箇所等については、調査職員と協議のうえ決定する。なお、現地状況や機器調達などの受注者の責によらない場合や点検支援技術の活用による効率化や業務品質確保が図られない場合は、調査職員と協議のうえ対象外とすることができる。

2. 点検支援技術の活用に係る費用設計変更の対象とする。

第89条 道路巡回の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、スマートフォンを使用した道路支援システムを巡回を基本とし、平成26年3月31日改正「関東地方整備局道路巡回実施要領（案）」（以下、「巡回要領」という。）に準じて行うものとする。なお、上記システムの利用料等については、精算変更対象とする。

第90条 道路巡回の履行体制等

1. 期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間
2. 場所
八王子国道出張所管内
3. 従事体制及び回数
 - (1) 道路巡回員1名、巡回運行員1名の体制
令和8年度62回、令和9年度65回とする（土日、休日）
 - (2) 発注者、巡回運行員1名の体制
令和8年度182回、令和9年度183回とする（平日のみ）
4. 履行時間
通常巡回：1回当たり8時30分から17時15分までを基本とする。
5. その他
巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第91条 道路巡回員及び巡回運行員の資格

1. 道路巡回員は、下記のいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有する者
 - (2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (3) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一般技術者の資格を有する

- 者
- (4) R C C MまたはR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
 - (5) 道路法第 7 1 条第 4 項の道路監理員の経験を 1 年以上有する者
 - (6) 道路又は河川関係の技術的行政経験を 2 5 年以上有する者
 - (7) 道路巡回業務、施設点検業務及び道路の維持管理に関する業務の経験を 1 年以上有する者
2. 巡回運行員の資格は、下記(1)及び(2)の要件を満たす者とする。
- (1) 普通自動車運転免許（A T 車限定を除く。）を取得し、免許を受けていた期間が 3 年以上の者
 - (2) 年齢が 6 5 歳未満の者（令和 6 年 4 月 1 日現在）

第92条 道路巡回員等の選任

道路巡回に携わる道路巡回員等は複数登録できるものとし、受注者は作業着手時に道路巡回員及び巡回運行員の氏名及び資格証明書等の写しを監督職員に提出し、確認を受けるものとする。なお、変更する場合についても同様とする。

第93条 道路巡回員等の役割

- 1. 道路巡回員
原則としてパトロール車に乗車して、特記仕様書第 94 条に掲げる任務を巡回運行員と協力して行うものとする。
- 2. 巡回運行員
パトロール車の日常管理及び運転を行うほか、特記仕様書 94 条に掲げる任務を道路巡回員と協力して行うものとする。
なお、発注者が同乗する場合において、発注者が特記仕様書第 94 条第 2 項各号に掲げる道路異常等を発見したと認められるときは、自主的に安全な場所にパトロール車を停車させて同条の任務を行うことができるものとする。
- 3. 道路巡回員等は、必要に応じて徒歩による巡回を行うものとする。

第94条 道路巡回員等の任務

- 1. 事前の準備
 - (1) 道路巡回の出発に当たり巡回区間の状況を把握し、必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
 - (2) 腕章を着用するとともに発注者が発行する道路巡回員証を携帯し、巡回中に第三者から請求があった場合は、これを提示するものとする。
- 2. 路上障害等発見時の措置
道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見したような場合若しくは、道路の不法占有を発見したときなど、パトロール車を停車させ、その状況について、調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応をとるものとする。
なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。
 - (1) 落下物を発見したとき
 - (2) 路面ポットホールを発見したとき
 - (3) ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷・陥没）を発見したとき
 - (4) 交通に危険を及ぼすおそれのある油漏れ等の汚染を発見したとき
 - (5) 道路付属物（側溝・縁石等）の損傷を発見したとき
 - (6) 道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見したとき
 - (7) 防災施設（擁壁・法面等）の異常を発見したとき
 - (8) 交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見したとき
 - (9) 工事等による交通規制方法の不適切を発見したとき
 - (10) 土砂崩れや落石を発見したとき
 - (11) 交通に危険を及ぼすおそれのある道路区域外の倒木等が発見したとき
 - (12) ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見したとき
 - (13) 路面冠水・路面凍結を発見したとき

- (14) 新たな不法占用を発見したとき
- (15) 道路工事許可を受けていない工事を発見したとき
- (16) 交通事故を目撃し、道路管理者として対応すべきとき
- (17) その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見したとき

3. 安全対策の徹底

任務遂行に当たっては、以下の安全対策を行うものとする。

- (1) 黄色回転灯等を点灯させて後続車両の追突防止を図ること。
- (2) パトロール車は、路肩または非常駐車帯等の安全な場所に停車すること。
- (3) パトロール車の標識装置を有効に活用すること。
- (4) その他、交通量、気象状況、地形等を考慮して必要な対策を講じること。

4. 道路巡回状況の資料化

- (1) 道路巡回中に措置を行った事象については、必ず写真撮影を行うものとする。
- (2) 占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管理状況の記録とすること。

5. パトロール日誌の提出等

道路巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。

- (1) 道路巡回により把握した事項、措置した事項についてはパトロール日誌を作成の上、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後監督職員に提出しなければならない。
但し、閉庁日等の理由で上記によりがたい場合は、翌実施日に提出するものとする。
- (2) パトロール日誌の様式及び記入方法については、巡回要領に準じて行うものとする。
- (3) 道路巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

第95条 異常気象時における道路巡回

相武国道事務所の「災害対策運営要領」により、風水害・地震災害等による体制が発令され、監督職員から指示された場合には、道路巡回等を行うものとし、設計変更の対象とする。

第96条 パトロール車

1. 原形復旧義務等

受注者は、使用するパトロール車（車両の附属品を含む。）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原形に復旧しなければならないものとする。

2. パトロール車の保管場所等

受注者に管理を委託するパトロール車及び保管場所は、別紙－１５のとおりとする。

3. 車両の管理及び点検等

次の各号とおりとする。

なお、受注者は各月末をもって「車両走行実績及び車両管理報告書」を別紙－１６により作成し翌月１０日までに監督職員に提出するものとする。

- (1) 車両の管理
- (2) 車両の日常点検整備
受注者は、業務の履行時間内に車両の整備及びワックスがけ等を適宜行うものとする。
- (3) ガソリン・軽油・油脂の購入と給油
- (4) 消耗品、備品の管理
- (5) 自動車保険（任意保険）に関する事項
- (6) 事故処理に関する事項
- (7) その他各号に付帯する事項

4. 受注者の遵守事項

- (1) 監督職員の承諾なしにパトロール車を本工事以外の目的に使用してはならないものとする。
- (2) 道路交通法その他関係法令等を遵守し、関連道路等の地理に精通しておかなければならないものとする。

5. パトロール車の変更等

- (1) 監督職員は、必要がある場合は、受注者に対して書面による通知をもってパトロール車を変更できるものとし、設計変更の対象とする場合がある。
- (2) パトロール車に故障等が生じて使用できない場合は、受注者は監督職員に遅滞なく報告を行い、指示を受けること。
- (3) 車両点検等で官所有のパトロール車が使用できない場合は、監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

6. 自動車保険の加入

- (1) 本工事で管理するパトロール車にかかる自動車保険契約の保険金額は、次のとおりとする。

担保項目	車両賠償	対人賠償	対物賠償	搭乗者賠償
保険金額	査定額	10,000 万円以上	200 万円以上	500 万円以上

- (2) 保険加入に必要な車両の仕様は、別紙－17 のとおりである。

7. 費用負担

パトロール車にかかる費用負担については、別紙－18 の費用負担区分表に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

なお、費用負担区分に定めのない事項については、協議のうえ行うものとする。

8. 燃料等

パトロール車に使用する燃料等は、次の各号に定めるものを使用するものとする。

- (1) 燃料は、経由（又はガソリン）を使用するものとする。
- (2) エンジンオイルは、四季を通じて使用可能なものとし、冬期は不凍液を使用する。
- (3) その他のものは、車種による純正品を使用する。

9. エンジンオイルの交換

パトロール車の走行距離が概ね4,000 km 毎にエンジンオイルを交換するものとする。

10. 事故等の報告

- (1) 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、負傷者の救護、警察・消防への報告及び危険防止の措置を講ずるとともに速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、事故等に伴い業務の遂行に支障がでないよう速やかに要員等の確保に努めるものとする。

第97条 徒歩巡回工

徒歩巡回工は、出張所管内を徒歩で巡回し、道路管理上必要な情報及び資料を、歩道から確認できる範囲で収集するものであり、道路巡回工（パトロール車乗務）だけでは、把握できない道路の異常を確認して指摘することを目的とする。

徒歩巡回工の内容については、異常確認箇所の写真撮影を行うと共に、その内容をとりまとめて監督職員へ提出するものとする。巡回の内容に関する詳細については、監督職員から別途指示する。

徒歩巡回工の所要日数は、出張所管内を1往復／1年とし、普通作業員1人が平均5 km／日巡回するものとして見込むが、道路状況や気象状況等により大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。なお、作業に要する費用については当初計上していないため、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第98条 成果品

特記仕様書第93条第5項によりパトロール日誌及び写真等の関連資料を提出するものとする。

第99条 その他

1. 業務の履行に当たっては、閉庁日を除き庁舎の一部を使用することができるものとする。
なお、庁舎使用については、別途使用貸借契約を締結するものとする。
2. 業務に必要な机・椅子等の備品及び消耗品は、別途使用契約を締結するものとする。
3. 受注者は、貸与された備品及び消耗品は、善良な管理を行わなければならない。
4. 道路巡回員等の作業服・安全帽等は受注者で用意するものとする。

第 8 章 共同溝巡回・点検

第100条 履行場所

共同溝巡回・点検の履行場所は下表のとおりとする。

路線名	起終点	延長（m）
一般国道 16 号	自：八王子市打越町 1198 番 至：八王子市大和田 5 丁目 31 番	2,453

第101条 入溝手続き

受注者は、共同溝に入溝する場合は、監督職員に連絡し、その指示に従うものとする。ただし、緊急に入溝する必要がある場合は、出溝後速やかに報告を行うものとする。

第102条 共同溝巡回

1. 管内（国道 16 号）の共同溝を 1 回／2 ヶ月の割合で巡回を行う。
2. 巡回により点検を行う機器等の数量は、各年度につき下記のとおりとする。

名称	単位	数量
引込配電塔	基	5
換気ファン	台	30
分電盤	面	10
排水ポンプ	台	38
制御盤	面	56
巡回延長	k m	4.90

3. 巡回要員は、最初の巡回時にチェックカードを各共同溝の電源境界に設置し、最後の巡回時に回収するものとする。設置位置について、監督職員に設置位置図を提出するものとする。
4. 巡回要員は、共同溝点検項目（別紙－19）に基づき点検を行い、共同溝日常点検記録表（別紙－20）に記録し、監督職員に提出するものとする。
5. 巡回要員は、他の企業者が作業している場合は、作業状況を確認するとともに、記録表に記入し、不審な点があれば説明を求めるなど適切な処置をとるものとする。
6. 巡回にあたり、出入口監視のため保安要員を 1 名配置するものとする。

第103条 安全管理

共同溝内の安全確保のため、以下の作業を行うものとする。

1. 日常管理作業
 - 1) 第 102 条に併せて、以下に示す作業を行うものとする。なお、巡回点検結果を受けて、日常管理作業で対応すべき事案が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
 - ①換気口部のゴミ類収集および撤去作業
 - ②溝内標示板の吊り具・留め具不良の補修作業

- ③溝内排水溝部の簡易清掃作業
- ④排水ポンプ類の試運転作業（錆防作業）
- ⑤溝内通路、階段等の危険個所における仮養生および啓発作業
- ⑥溝内附帯設備類のボルト緩み確認作業
- ⑦その他、軽微な作業類

2) 日常管理作業で実施した内容については、巡回点検と併せて、共同溝日常点検記録表（別紙－20）に記録し、監督職員に提出するものとする。

2. 緊急対応作業

1) 緊急対応作業が必要な異常事態等が発生した場合は、監督職員の指示により、応急作業の対応を行う。なお、緊急対応作業が生じる場合を以下のとおり想定しているが、その数量等については設計計上していないため、実施した内容を設計変更の対象とする。

- ①照明設備類が機能不全となった場合。
- ②排水設備類が機能不全となった場合。
- ③換気設備類が機能不全となった場合。
- ④その他、安全確保上、緊急に対応する事案が生じた場合。

2) 緊急対応作業で実施した内容については、作業日時、作業内容、作業に要した人員等を緊急対応作業報告書（別紙－21）として取りまとめ、監督職員に提出するものとする。

第104条 緊急巡回点検および対応

1. 爆破予告、国家行事等および自然災害等、共同溝の保安上、緊急的に溝内の巡回・点検および対応が必要となった場合、監督職員は受注者に対し、その方法・範囲等について指示し、巡回・点検および緊急対応を行わせることができる。
2. 上記1に伴う対応は、第103条第2項に含まれるものとする。

第105条 防災ポンプ点検

1. 緊急要員は、災害及び事故防止のため、必要があると認める場合は、臨機の措置を取らなければならない。又、その措置について、遅滞なく書面により監督職員に報告するものとする。
また、その措置について遅滞なく書面により監督職員に報告するものとする。
2. 点検要員は、各ポンプが正常に動作するか点検し、点検記録表に記録し監督職員に提出するものとする。
3. 点検基数は、40基とする。

第106条 臨機の措置

1. 管内（国道16号）の共同溝に設置されている防災ポンプについて、1回／年点検を行うものとする。
また、その措置について遅滞なく書面により監督職員に報告するものとする。
2. 監視施設についても必要があると認められる場合は、原因を調査・確認のうえ報告するものとする。

第107条 報告書の提出

1. 受注者は、本業務の実施状況を記録し、これを取りまとめ、毎月1回監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
2. 異常等が発生した場合は、その都度記録を取りまとめ、監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

第9章 除草

第108条 除草作業

1. 機械除草作業は、刈り残しのないように丁寧に行うものとし、監督職員の指示により繁茂

- している雑草を草刈機（肩掛式）を使用して行うものとする。
2. 作業区域内にある各種構造物、ガードレール等道路付属物の付近を刈り取る時は、これらの物件を損傷しないよう十分注意しながら作業を行うものとする。
 3. 機械除草の施工においては、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護養生を行い、道路に近接した箇所の作業は、走行車両及び歩行者に支障を及ぼさないように留意すること。又、作業員の保安にも十分注意すること。
 4. 除草作業前には、空き缶等の障害物除去、危険物の確認及び取り除き等を行うこと。
 5. 除草作業の実施箇所及び実施時期については、監督職員と協議するものとする。

第109条 発生物の処分及び現場管理

1. 作業で発生した雑草は、速やかに搬出処分するとともに、作業終了後は清掃、後片付けを行うこと。
2. 除草等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の処法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。なお、処分については下記のとおりとする。

発生物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
雑草	(株)リテック座間支店	神奈川県座間市小松原 1-5184-1	L=21.6km

・受入時間

(株)リテック座間支店： 7時30分～18時30分

3. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理施設に確認しなければならない。
4. 搬出に際しては、搬出調書を作成し監督職員に提出しなければならない。
5. 発注後明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 10 章 そ の 他

第110条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。

提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

- (1) 舗装台帳
- (2) 舗装施工データシート(別紙様式-14)
- (3) 舗装施工概略図
- (4) 位置図(1/5万)
- (5) 平面図(完成平面図)

(注) 道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第111条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第112条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノージェット		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導表（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導表（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
 3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
 4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
 5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを提出する。なお、道路施設基本データの作成部数は、各1部とする。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表
- なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第113条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第114条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第115条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 4 条 第 4 5 条 第 9 0 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 9 条 第 4 0 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 3 2 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 5 条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第 2 4 条

支 給 品 明 細 書

R8・R9八王子国道出張所管内維持工事

名 称	規 格	単位	員数	単 価	金 額	支 給 場 所	摘 要
塩化ナトリウム		kg	10,000	36	360,000	竜谷寺資材基地	R8
塩化ナトリウム		kg	10,000	36	360,000		R9

貸 付 機 械 明 細 書

機械名	規格	機械番号	使用目的	貸付期間 又は日数	引渡場所	返納場所	備考
凍結防止剤 散布装置	車載式、 2.0m3級	SM-1005	凍結防止剤散布	別途指示	竜谷寺資材置場	竜谷寺資材置場	
凍結防止剤 散布装置	車載式、 2.0m3級	SM-1701	凍結防止剤散布	別途指示	竜谷寺資材置場	竜谷寺資材置場	

応急処理内訳一覧表

細別	項 目		規 格 等	単 位	当 R8 数 初 量	当 初 R9 数 量	備 考
応急処理（Ａ）	労務	土木一般世話役		人	200	200	
		普通作業員		人	600	600	
	機械運転	トラック[普通型]	2t積	時間	850	850	運転手含む
		トラック[クレーン装置付]	ベーストラック2t積 吊能力2.9t	時間	500	500	運転手含む
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級	時間	600	600	運転手含む
	機械	トラック[普通型]	2t積	時間	2,200	2,200	損料
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級	時間	1,600	1,600	損料
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1,600	1,600	損料
		発動発電機[ガソリンエンジン駆動]	2kVA	日	60	60	損料
		振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式]	運転質量0.5～0.6t	時間	100	100	損料
		凍結防止剤散布装置(車載式)[乾式・ガソリン]	コンベア式 ホッパ容量2.0～2.5m3	時間	30	30	貸与
	材料	常温合材①	20kg/袋	袋	120	120	
		常温合材②	15kg/袋	袋	90	90	
		セメント	高炉B 25kg袋入	t	20	20	
		再生クラッシャーラン	RC-40	m3	30	30	
		再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	t	40	40	
		アスファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	L	200	200	
		塩化ナトリウム	支給品	kg	5,000	5,000	
応急処理（Ｂ）	労務	土木一般世話役		人	60	60	
		普通作業員		人	240	240	
	機械運転	トラック[普通型]	2t積	時間	200	200	運転手含む
		トラック[クレーン装置付]	ベーストラック2t積 吊能力2.9t	時間	100	100	運転手含む
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級	時間	100	100	運転手含む
	機械	トラック[普通型]	2t積	時間	400	400	損料
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	4t積級	時間	300	300	損料
		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	300	300	損料
		発動発電機[ガソリンエンジン駆動]	2kVA	日	10	10	損料
		振動ローラ(舗装用)[ハンドガイド式]	運転質量0.5～0.6t	時間	100	100	損料
		凍結防止剤散布装置(車載式)[乾式・ガソリン]	コンベア式 ホッパ容量2.0～2.5m3	時間	100	100	貸与
	材料	常温合材①	20kg/袋	袋	10	10	
		常温合材②	15kg/袋	袋	30.0	30.0	
		セメント	高炉B 25kg袋入	t	1	1	
		再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	t	10	10	
		塩化ナトリウム	支給品	kg	5,000	5,000	

パトロール車の概要及び保管場所

整理番号	1
配置所属	八王子国道出張所
実施時間	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 1 7 時 1 5 分
車 種	パトロール車
車 名	ニッサン
型 式	5 A A－G N C 2 7
登録番号	八王子 8 0 0 す 6 6 9 7
登録年月日	令和 3 年 1 1 月 1 0 日
保管場所	八王子国道出張所 東京都八王子市北野町 5 5 8－5
基本走行距離	1 2 8 k m／日
燃料（燃費）	ガソリン（1 0. 3 k m／L）
車両価格	4, 8 0 8, 6 1 0 円
稼動日数	令和 8 年度：1 8 2 回 令和 9 年度：1 8 3 回

令和 年 月 日

(主任監督員)

殿

(受注者現場代理人)

印

車両走行実績及び車両管理報告書
(令和 年 月分)

標記のことについては、下記のとおり報告します。

記

整 理 番 号	1
登 録 番 号	八王子800す6697
稼 働 日 数	当月 日 累計 日
走 行 距 離	当月 k m 累計 k m
燃 料	当月 L 累計 L
オ イ ル	当月 L 累計 L
修 理 状 況	

自動車任意保険調書

任意保険	① フリート	
	② 保険金額	対人 1 億円以上、対物 2 0 0 万円以上免責なし、 搭乗者障害 5 0 0 万円以上)
	③ 保険料支払	年払い
車両保険	① フリート	免責 5 万円（又は車両により 7 万円）
	② 保険料支払	年払い

整理番号	1		
配置所属	八王子国道出張所		
車 種	パトロール車		
車 名	ニッサン		
型 式	5 A A - G N C 2 7		
登録番号	八王子 8 0 0 す 6 6 9 7		
登録年月日	令和 3 年 1 1 月 1 0 日		
車両条件	エアバック	運転席	○
		助手席	○
	A B S		○
	横滑防止		○
	安全ボディー		○
	低公害車		○
	盗難防止装置（種類）		イモバイザー
車両価格	車両価格 （購入価格）		4,808,610 円

記載要領

車両条件 : 適合するものは○、不適合のものは×を付すこと。
盗難防止装置は、適合する場合に種類を記載する。

費用負担区分表

項	目	発 注 者	請 負 者
車検、税及び保険	車検整備	○	
	重量税	○	
	自動車税	○	
	自賠責保険	○	
	自動車任意保険		○
法定点検	点検整備	○	
燃料及び油脂	燃料		○
	エンジンオイル		○
	デフアンシャルオイル		○
	トランスミッションオイル		○
	ブレーキフルード		○
	グリース		○
	その他オイル類		○
消耗品	オイルエレメント		○
	ウインドウワッシャー液		○
	バッテリー液		○
	ワックス		○
	不凍液		○
	ウェス		○
	油膜とり		○
	くもり止め		○
	消臭剤		○
	タイヤクリーナー		○
	セーム皮		○
	洗車ブラシ		○
	カーシャンプー		○
	タール落とし		○
	手袋		○
	バケツ		○
	その他必要な消耗品		○
修理及び整備	タイヤの交換	○	
	チューブの交換	○	
	バッテリーの交換	○	
	タイヤチェーンの交換	○	
	シートカバーの交換	○	
	カーカーの修理調整	○	
	ファンベルトの修理交換	○	
	請負者の責任に よらない修理	○	
その他	通行料	○	
	駐車料	○	
	シートカバーのクリーニング		○

共同溝点検項目

点検対象		点検内容	点検方法
本体	本体、換気口、通路、集水桝、付属金物（ステップ、グレーチング、梯子等）	漏水、亀裂、汚損、破損 清掃状態	目視 手触り
	マンホール	異常の状況判断	溝内からの目視、異常音
管路	附帯設備の配管、配線、設備箱	漏水、亀裂、汚損、破損	目視
照明灯	器具、取付ボックス、ランプ、グロー、ソケット、点滅器	汚損、破損、腐食、ランプの点灯確認	目視、手動操作、異常音
換気ファン	ケーシング、羽根、ベルト、電動機、取付金物、手元開閉器	汚損、破損、腐食、ゆるみ、接触部の過熱、変色	目視、手触り、異常音
排水ポンプ	ポンプ、電動機、配管、バルブ、圧力計、電極棒及びレベルスイッチ、支持金物、手元開閉器	汚損、破損、腐食、ゆるみ、接触部の過熱、変色	目視、手触り、レベルスイッチの手動試験
盤関係	盤、刃型開閉器、配線用しゃ断機、電磁接触機、変圧変流計、ヒューズ、リレー類、タイマー、表示ランプ、押ボタンスイッチ、時間計、その他	汚損、破損、腐食、ゆるみ、接触部の過熱、変色、動作の確認、設定時間の確認、表示ランプの確認、電流計の読み確認	目視、手触り、押しボタンによる手動試験

※ 上記の点検を標準とする。

- ・ 共同溝内の歩行速度=2.0km/h とする。
- ・ 分電盤 3 分／面
- ・ 換気ファン 3 分／台
- ・ 入出溝時の鍵及びグレーチングの開閉 10 分／回
- ・ ライトバン走行時間 片道 30 分
- ・ 引込配電塔 5 分／基
- ・ 制御盤 10 分／面
- ・ 排水ポンプ 3 分／台

共同溝日常点検記録表

主任監督員

殿

管理技術者



年 月 日～ 月 日の巡回結果を下記のとおり報告します。

[illegible]

令和 年 月 日

共同溝設備巡回報告書

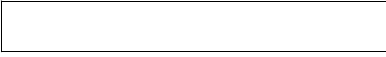
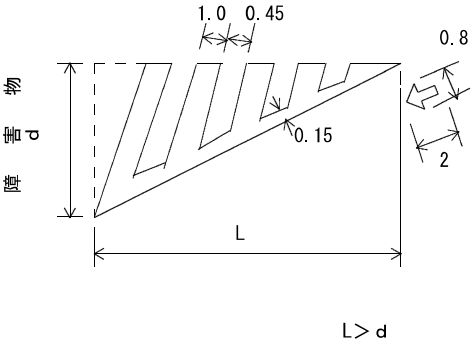
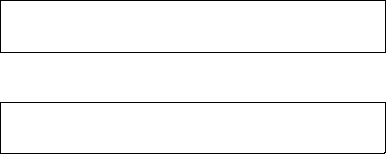
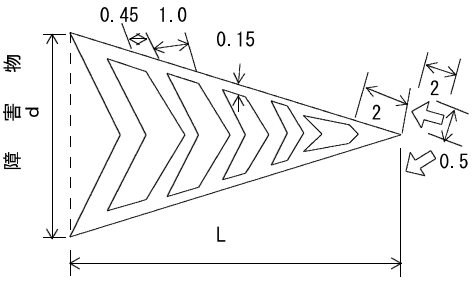
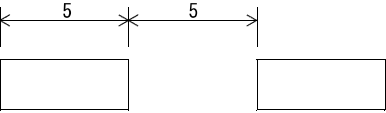
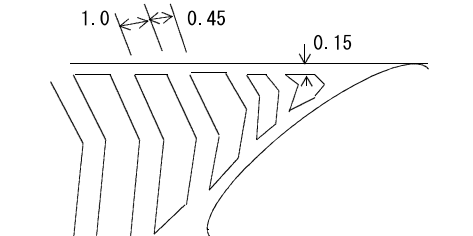
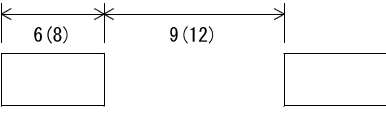
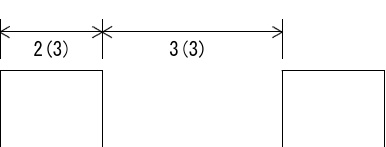
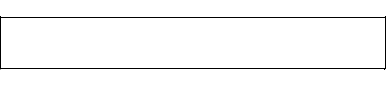
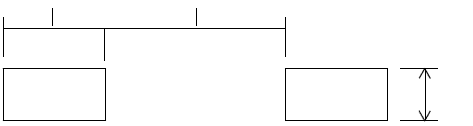
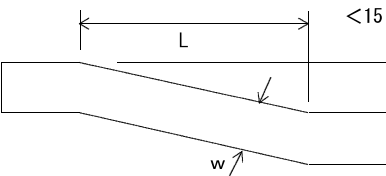
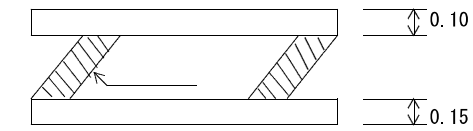
本体 ラン ク	附帯 ラン ク	路線	報告 年月	共同溝	点検対象	不良箇所溝	不良箇所 距離	不良部位or 劣化・損傷	不良症状 状態等	備 考	処置・対策	補修状況
不良箇所の写真												
不良箇所の写真												
不良箇所の写真												

管理技術者 ○○ ○○

[illegible]

区画線設置様式（例）

（単位：m）

区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本		路 の 上 障 害 物 近 接 (106)	
	実 線 2 本			
	破 線			
車 線 境 界 線 (102)	実 線		導 流 帯 (107)	
	破 線			
	登 坂 加減速 バス停			
車 外 側 道 線 (103)			路 駐 上 車 場 (108)	
車 道 幅 員 変 更 (105)			チャ ット タ バ イ 分 離 帯	

（ ）内は自動車専用道路に適用

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度）

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 【R8年度】		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回		式		1		
共同溝巡回・点検工		式		1		
巡回点検・日常管理		式		1		
共同溝巡回		回		6		
防災ポンプ点検		回		1		
日常管理点検		回		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工 【夜間】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	m2		650		
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	m3		65		
殻処分	アスファルト殻	m3		65		
薄層カー舗装工 【夜間】		式		1		
薄層カー舗装	ベンガラ RPN-301	m2		650		
アスファルト舗装補修工		式		1		
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t		30		
アスファルト舗装補修工 【夜間】		式		1		
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t		10		
区画線工		式		1		
区画線工 【夜間】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		200		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	m2		20,000		
除草処分		t		15		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間作業	式		1		
応急処理作業工 【夜間】		式		1		
応急作業 (B)	夜間作業	式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (A)		式		1		
交通誘導警備員 (B)		式		1		
交通管理工 【夜間】		式		1		
交通誘導警備員 (A)		式		1		
交通誘導警備員 (B)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度）

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 【R9年度】		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回		式		1		
共同溝巡回・点検工		式		1		
巡回点検・日常管理		式		1		
共同溝巡回		回		6		
防災ポンプ点検		回		1		
日常管理点検		回		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工 【夜間】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 改質Ⅱ密粒(20) 改質Ⅱ粗粒(20)	m2		650		
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻	m3		65		
殻処分	アスファルト殻	m3		65		
薄層カー舗装工 【夜間】		式		1		
薄層カー舗装	ベンガラ RPN-301	m2		650		
アスファルト舗装補修工		式		1		
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t		30		
アスファルト舗装補修工 【夜間】		式		1		
パッチング	改質Ⅱ密粒(20)	t		10		
区画線工		式		1		
区画線工 【夜間】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		200		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合)	機械除草(肩掛式)	m2		20,000		
除草処分		t		15		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間作業	式		1		
応急処理作業工 【夜間】		式		1		
応急作業 (B)	夜間作業	式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

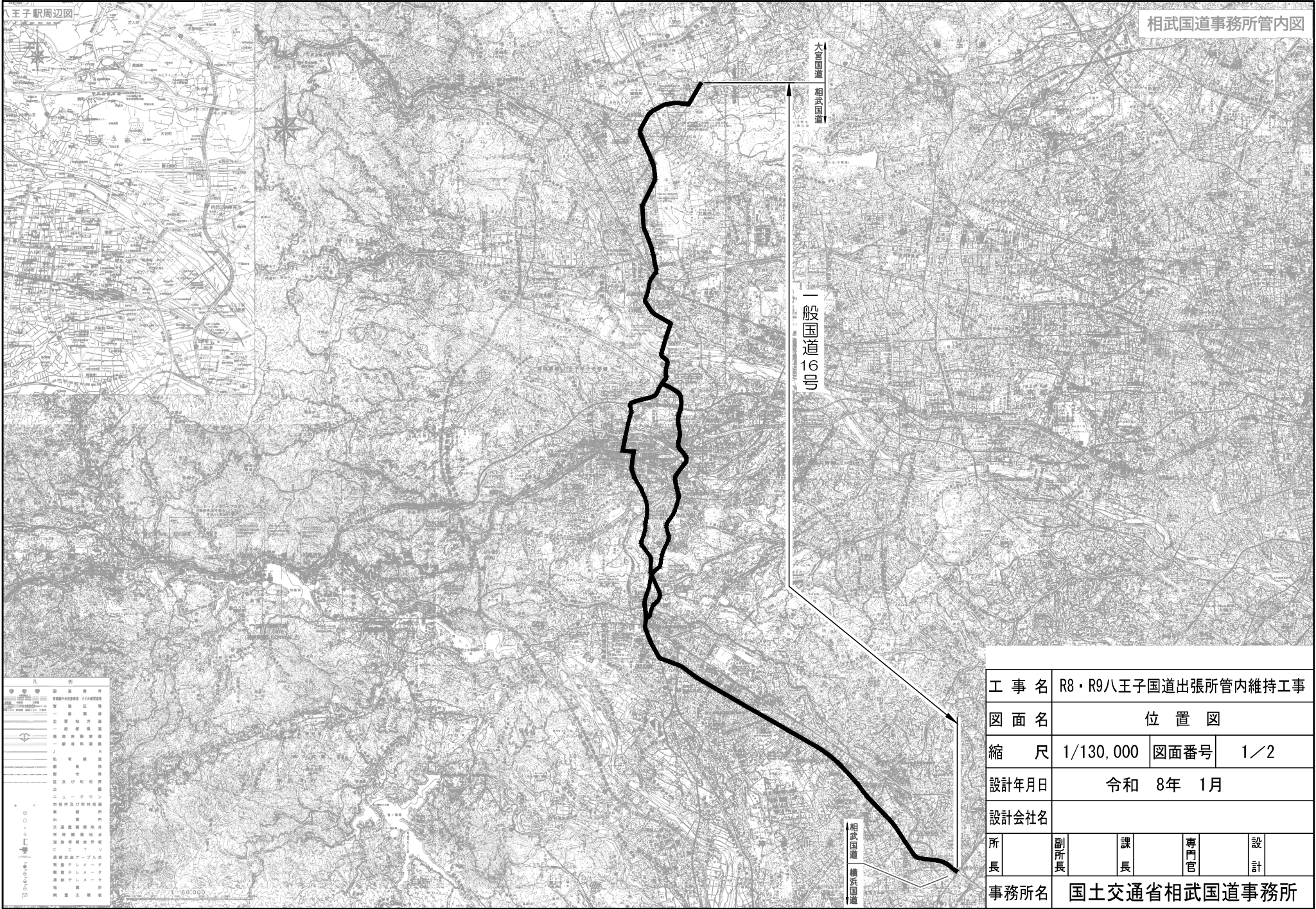
工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (A)		式		1		
交通誘導警備員 (B)		式		1		
交通管理工 【夜間】		式		1		
交通誘導警備員 (A)		式		1		
交通誘導警備員 (B)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

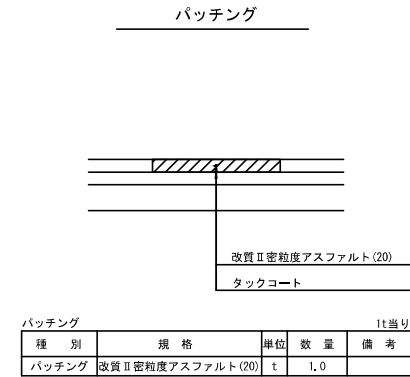
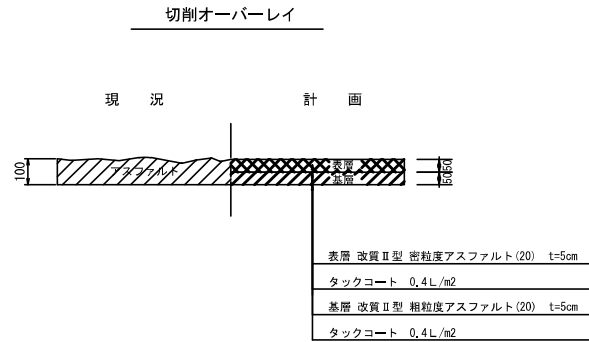
工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 八王子国道出張所管内維持工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		



工 事 名		R8・R9八王子国道出張所管内維持工事			
図 面 名		位 置 図			
縮 尺		1/130,000	図面番号		1／2
設計年月日		令和 8年 1月			
設計会社名					
所 長		副所長		課 長	
				専門官	
				設 計	
事務所名		国土交通省相武国道事務所			

舗装構成図・構造図 S=1:10



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 8・R 9八王子国道出張所管内維持工事		
図面名	舗装構成図・構造図		
縮尺	1:10	図面番号	2/2
年月日	令和 8年 1月		
設計会社名			
事業者名	国土交通省相武国道事務所		